

## 南相馬市鹿島B & G海洋センター条例等関係例規の整備について

### 1 趣旨

当該施設は、東日本大震災により壊滅的な被害を受けたため、施設を撤去したが、これまで当該施設を含めた牛島地区全体の再整備を「牛島地区整備検討委員会」で検討してきたところ。

しかし、当該地区が災害危険区域であり、新たな建物の建設に制限があることに加え、B & G財団より、令和5年度内での施設廃止手続きの要請があり、施設廃止が承諾されたことから、条例等の関連例規を廃止及び改正するもの。

### 2 施設の概要

- |          |                   |    |
|----------|-------------------|----|
| (1) 名称   | 南相馬市鹿島B & G海洋センター |    |
| (2) 所在地  | 南相馬市鹿島区烏崎字牛島1番地ほか |    |
| (3) 主な設備 | スイミングプール          | 2基 |
|          | 艇庫                | 1棟 |

### 3 これまでの経過

年月日	経過概要
昭和57年6月	供用開始（B & G財団が建設）
昭和60年8月	財団から旧鹿島町へ施設譲渡
平成23年3月	東日本大震災時の津波により施設流出
平成25年8月 ～平成31年3月	牛島地区整備検討委員会において検討（B & G廃止については了承）
令和元年度 ～令和2年度	台風第19号の被害に伴う災害ごみ、土砂等の仮置き場として利用
令和4年4月	都市計画法の改正により、災害危険区域内での新たな建物の建設が制限
令和5年3月	B & G財団より、施設廃止手続きの要請
令和5年6月	B & G財団による現地調査
令和5年7月	B & G財団において施設廃止を承認

### 4 廃止・改正の対象となる条例等

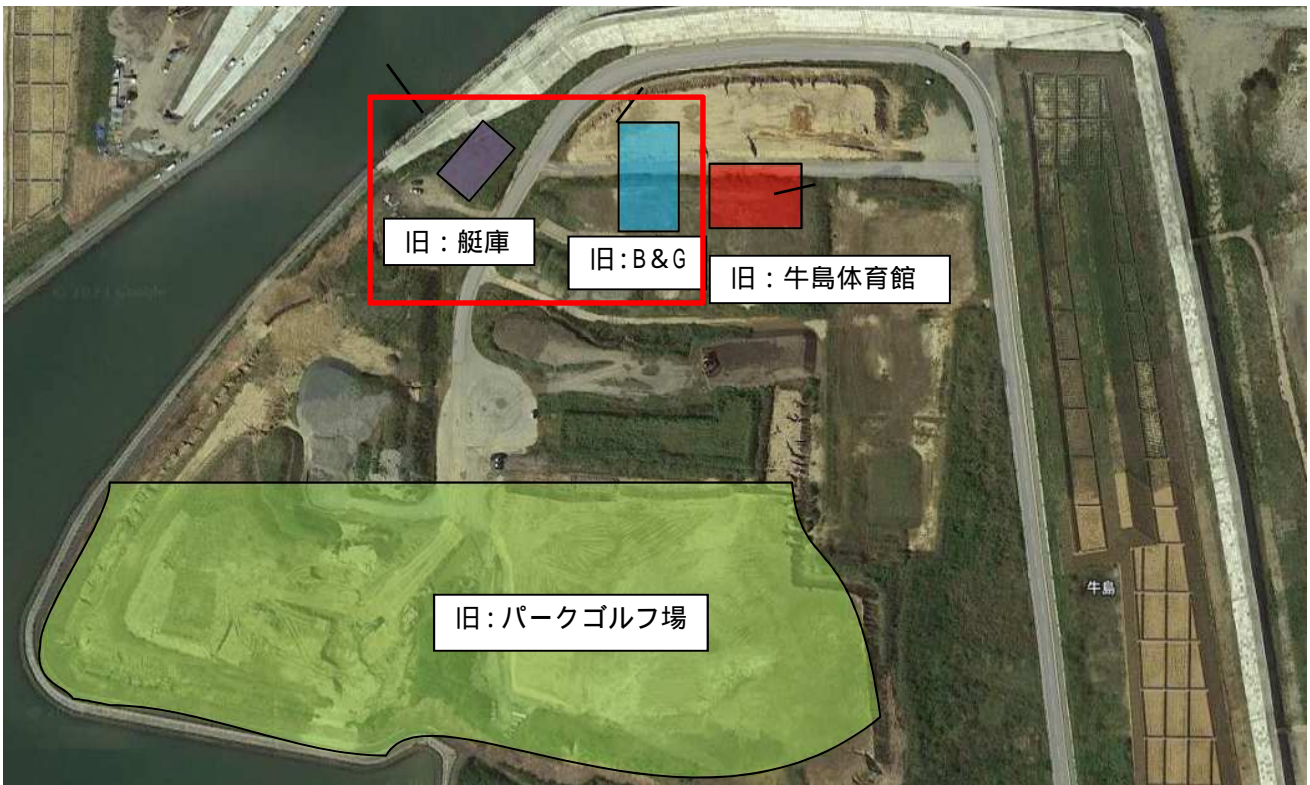
- (1) 南相馬市鹿島B & G海洋センター条例（廃止）
- (2) 南相馬市鹿島B & G海洋センター条例施行規則（廃止）
- (3) 障がい者の利用に係る公の施設の使用料又は利用料金の免除に関する条例（一部改正）
- (4) 南相馬市定住自立圏形成に係る公の施設の利用料金の特例に関する条例（一部改正）
- (5) 南相馬市定住自立圏形成に係る公の施設の利用料金等の減免の特例に関する規則（一部改正）

### 5 施設位置図

◆震災前（航空写真）



◆震災後（航空写真）



**6 今後のスケジュール**

- (1) 1月23日(火) 小高区地域協議会【報告】
- (2) 1月25日(木) 原町区地域協議会【報告】
- (3) 1月26日(金) 鹿島区地域協議会【諮問】
- (4) 1月31日(水) 企画調整会議
- (5) 2月 8日(木) 庁議
- (6) 3月 3月議会上程

## 南相馬市条例第 号

## 南相馬市鹿島B &amp; G海洋センター条例を廃止する条例

南相馬市鹿島B & G海洋センター条例（平成18年南相馬市条例第208号）は、廃止する。

## 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（南相馬市障がい者の利用に係る公の施設の使用料又は利用料金の免除に関する条例の一部改正）

2 南相馬市障がい者の利用に係る公の施設の使用料又は利用料金の免除に関する条例（平成18年南相馬市条例第123号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線又は太枠で表示された部分（以下「改正部分」という。）を、改正後の欄の改正部分に改める。

次の表中、改正後の欄にのみ改正部分があるときは、当該改正後の欄の改正部分を加える。

次の表中、改正前の欄にのみ改正部分があるときは、当該改正前の欄の改正部分を削る。

改正後		改正前	
別表（第2条、第3条関係）		別表（第2条、第3条関係）	
公の施設（名称）	使用料又は利用料金	公の施設（名称）	使用料又は利用料金
【略】		【略】	
南相馬市立博物館	【略】	南相馬市立博物館	【略】
野馬追通り銘醸館	【略】	南相馬市鹿島B & G 海洋センター	南相馬市鹿島B & G海 洋センター条例(平成1 8年南相馬市条例第2 08号)第21条に規定 する利用料金
【略】		野馬追通り銘醸館	【略】
		【略】	

（南相馬市定住自立圏形成に係る公の施設の利用料金の特例に関する条例の一部改正）

3 南相馬市定住自立圏形成に係る公の施設の利用料金の特例に関する条例（平成22年南相馬市条例第15号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線又は太枠で表示された部分（以下「改正部分」という。）を、改正後の欄の改正部分に改める。

次の表中、改正後の欄にのみ改正部分があるときは、当該改正後の欄の改正部分を加える。

## 資料2-2

次の表中、改正前の欄にのみ改正部分があるときは、当該改正前の欄の改正部分を削る。

改正後		改正前	
(市町村住民の使用料等の特例) 第2条 市町村住民が次に掲げる施設を使用又は利用する場合の使用料又は利用料金については、市内の区分を適用するものとする。		(市町村住民の使用料等の特例) 第2条 市町村住民が次に掲げる施設を使用又は利用する場合の使用料又は利用料金については、市内の区分を適用するものとする。	
施設の名称	位置	施設の名称	位置
【略】		【略】	
南相馬市スポーツセンター	【略】	南相馬市スポーツセンター	【略】
		南相馬市鹿島B & G海洋センター(プール)	南相馬市鹿島区烏崎字牛島3番地

## 南相馬市規則第 号

## 南相馬市鹿島B &amp; G海洋センター条例施行規則を廃止する規則

南相馬市鹿島B & G海洋センター条例施行規則を廃止する規則（平成23年南相馬市規則第23号）は、廃止する。

## 附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

（南相馬市定住自立圏形成に係る公の施設の利用料金等の減免の特例に関する規則の一部改正）

2 南相馬市定住自立圏形成に係る公の施設の利用料金等の減免の特例に関する規則（平成22年南相馬市規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線又は太枠で表示された部分（以下「改正部分」という。）を、改正後の欄の改正部分に改める。

次の表中、改正後の欄にのみ改正部分があるときは、当該改正後の欄の改正部分を加える。

次の表中、改正前の欄にのみ改正部分があるときは、当該改正前の欄の改正部分を削る。

改正後	改正前
<p>（利用料金の減免の特例）</p> <p>第3条 次に掲げる規則の利用料金の減免については、当該規定中「市内」とあるのは、「市内及び定住自立圏形成に関する協定を締結した市町村」と読み替えるものとする。</p> <p><u>(1)</u> 【略】</p> <p><u>(2)</u> 【略】</p> <p><u>(3)</u> 【略】</p>	<p>（利用料金の減免の特例）</p> <p>第3条 次に掲げる規則の利用料金の減免については、当該規定中「市内」とあるのは、「市内及び定住自立圏形成に関する協定を締結した市町村」と読み替えるものとする。</p> <p><u>(1) 南相馬市鹿島B&amp;G海洋センター条例施行規則（平成24年南相馬市規則第23号）第12条第1項第4号</u></p> <p><u>(2)</u> 【略】</p> <p><u>(3)</u> 【略】</p> <p><u>(4)</u> 【略】</p>